

熊谷市バドミントン協会弔意規程

第1条 本規程は、本協会の役員本人に弔事が発生した場合の弔意の表し方について定める。

第2条 本協会の弔意に関する細則は次の通りとする。

(1) 対象範囲

ア. 役員本人

(2) 内容

ア. 香典（10,000円）と花輪又は生花一基

(3) その他の弔意については、会長と理事長による別途審議とし一任する。

附則

この規程は、2010年4月1日より施行する。